

# 労働契約

労働契約は、労働者の採用に当たって労働時間・賃金などの労働条件を労使双方で確認する重要なものです。そのため、労働基準法により採用の際の労働条件の明示や、賠償予定の禁止などの規定が設けられていますので、法律に違反して労働者とのトラブルが発生することのないように留意してください。

## \* 労働基準法違反の契約(労働基準法第13条)

労働基準法に定める基準に満たない労働条件は無効であり、無効となった部分は同法に定める基準が適用されます。

## \* 労働契約期間(労働基準法第14条)

労働契約の期間は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(下記の基準に該当する特定の業務に就く者を雇い入れる場合や、満60歳以上の者を雇い入れる場合には5年)を超えてはなりません。

また、期間の定めのある労働契約については、厚生労働大臣が定める「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づき、労働基準監督署長等は、使用者に対し、必要な助言・指導を行います。

5年までの契約が認められる高度の専門的知識等を有する者として厚生労働大臣が定める基準

博士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む)を有する者

次のいずれかの資格を有する者

ア 公認会計士	オ 弁護士	ケ 社会保険労務士
イ 医師	カ 一級建築士	コ 不動産鑑定士
ウ 歯科医師	キ 税理士	サ 技術士
エ 獣医師	ク 薬剤師	シ 弁理士

次のいずれかの能力評価試験の合格者

ア システムアナリスト資格試験合格者  
イ アクチュアリーに関する資格試験合格者

次のいずれかに該当する者

ア 特許法上の特許発明の発明者  
イ 意匠法上の登録意匠の創作者  
ウ 種苗法上の登録品種の育成者

(1)一定の学歴及び実務経験を有する次の者で年収が1,075万円以上の者

ア 農林水産業の技術者	ウ 機械・電気技術者	オ システムエンジニア
イ 鉱工業の技術者	エ 土木・建築技術者	カ デザイナー

(2)システムエンジニアとして5年以上の実務経験を有するシステムコンサルタントで、年収が1,075万円以上の者

国等によりその有する知識、技術、経験が優れたものであると認定されている者

## \* 次回は、「労働契約」を予定しています。

労働時間等労働条件に関するお問い合わせやご相談は田野畑村商工会(労働保険事務組合担当 和山)又は宮古労働基準監督署までどうぞ。(宮古市緑ヶ丘5-29 魚菜市場となり 電話 0193-62-6455)